



新型インフルエンザ等対策行動計画

- 特措法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、**平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示した計画。**
- 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)によるパンデミックや関連法改正等を受け、政府行動計画が約10年ぶりに抜本的に改定(令和6年7月)。**大阪府行動計画も令和7年3月に改定。本市行動計画もそれらに準じた改定となる。**
- 国は、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を実施。**府及び市もその状況等を踏まえ、改定を検討する。**

【計画に基づく対策の目的(現行計画から変更なし)】

- | | |
|--|--|
| 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。 <ul style="list-style-type: none">・ 流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減・ 患者数等が医療提供体制の能力を超えないようにし、治療が必要な患者が医療を受けられるようにする。・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。 等 | 2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。 <ul style="list-style-type: none">・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に実施 等 |
|--|--|

大東市新型インフルエンザ等対策行動計画改定のポイント

- 政府及び大阪府行動計画改定並びに新型コロナ対応の教訓を踏まえ、市独自の取組も含めて計画を改定。
- 大都市圏である府のなかで、**特に交通至便性により1日に大量の人口の流入がある本市にとって、感染状況等を踏まえ、市独自のまん延防止対策が必要。**
- おおむね6年ごとの政府行動計画改定に係る検討を踏まえ、必要に応じ、市計画を見直し。

I. 実施体制

- 1 実施体制 (P.2)
- ・ 平時から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等への参加を通じて対応能力を高める。

II. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション (P.3)
- ・ 科学的根拠等に基づいた正確な情報を市民等に迅速に提供
 - ・ 可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等の適切な判断・行動を促進

III. まん延防止

- 3 まん延防止 (P.3)
- 感染症の特徴等や市民生活・社会経済活動への影響を踏まえた対策の実施
- ・ 対応者別(患者や濃厚接触者、市民、事業者、施設、学校等)
 - ・ 時期別(封じ込めを念頭に対応する時期等)

IV. ワクチン

- 4 ワクチン (P.4)
- ・ 国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報を活用し、医療機関等と連携した予防接種等に関する市民の理解促進
 - ・ 国や府の方針を踏まえた接種体制の構築、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等

V. 保健

- 5 保健 (P.4)
- ・ 感染症に関する人材の養成、資質向上
 - ・ 人員の参集や受援、必要な資機材等の調達の準備
 - ・ 要請を受けて管轄保健所への応援職員の派遣

VI. 物資

- 6 物資 (P.5)
- ・ 平時から、有事に備え必要な感染症対策物資(個人防護具)等の備蓄

VII. 市民生活・市民経済

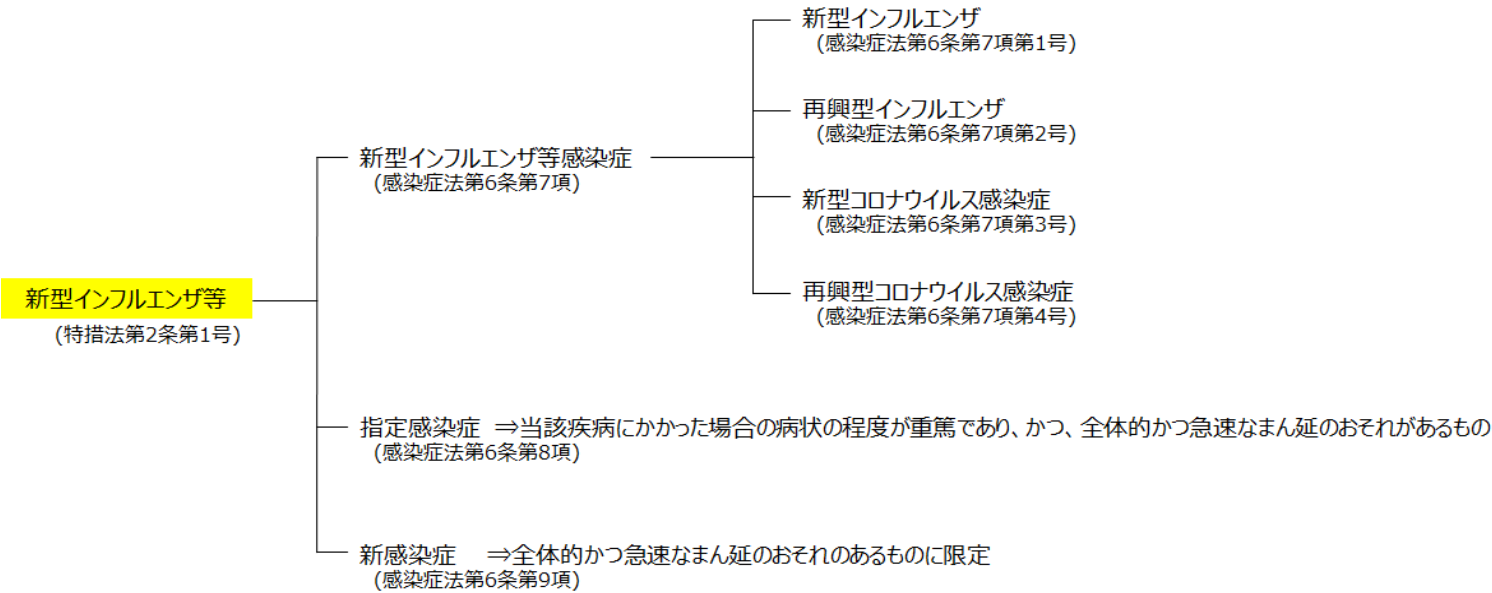
- 7 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保 (P.5)
- ・ 事業者や市民に、衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄の推奨
 - ・ 有事には、市民生活・市民経済の安定確保に必要な対策や支援

幅広い感染症による危機に対応できる社会をめざす

大東市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版) 概要

行動計画の対象となる感染症

(※感染症法及び特措法改正により、新型インフルエンザ等に新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症、指定感染症が新たに追加)



大東市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版) 概要 — 7項目の主な取組

[凡例] 準備期:平時 初動期:政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間 対応期:基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降

1 実施体制

平時から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等への参加を通じて対応能力を高める。平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

◆準備期

- ・平時における対応力強化の取組
- ・行動計画、業務計画等の作成・変更
- ・人材確保・育成
- ・関係機関間の連携体制の構築
(情報共有、連携体制の確認及び訓練の実施等)

◆初動期

- ・市対策本部の設置と専門家会議からの意見聴取等を踏まえた対応方針の協議・決定
- ・市における必要な人員体制の強化

◆対応期

- ・市における必要な人員体制の強化
- ・府からの要請による管轄保健所等への派遣・応援

大東市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版) 概要 ― 7項目の主な取組

[凡例] 準備期:平時 初動期:政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間 対応期:基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション <リスクコミュニケーションは新規項目>

感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、市民等が適切に判断・行動できるようにする。
このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

◆準備期 ・感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策、感染症の発生状況、新型インフルエンザ等発生時にとるべき行動等についての市民等への情報提供・共有 ・偏見・差別等や偽・誤情報に関する市民等への啓発 ・情報提供・共有方法の検討等 ◆初動期 ・患者情報等公表の府への一元化による迅速かつ一体的な情報提供・共有 ・SNSなどを通じたリスク情報とその見方や対策の意義の共有 ・市民等への偏見・差別等に関する啓発や科学的知見等に基づく正しい情報提供・共有	◆対応期 ・双方向のリスクコミュニケーションの実施と、それを通じたリスク情報とその見方や対策の意義の共有 ・市民等への偏見・差別等に関する啓発や科学的知見等に基づく正しい情報提供・共有 ・病原体の性状等に応じて変更する対策についての市民等への情報提供・共有（科学的根拠等政策判断の根拠、従前からの対策の変更点やその理由等）
---	--

3 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民の社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。
まん延防止対策を講ずることで、感染拡大速度やピークを抑制し、医療提供体制を対応可能な範囲に収める。

◆準備期 ・想定される対策の内容やその意義についての周知広報を通じた、市民や事業者等の理解の促進 ・基本的な感染対策の普及や学校、高齢者施設等による基本的な感染対策の実施 ◆初動期 ・府から市に対して行われる要請の対応準備 ・国、府と連携した、感染症法に基づく入院・措置等の対応や濃厚接触者への外出自粛要請・健康観察等の対応	◆対応期 ・府から市に対して行われる要請に柔軟に対応 ・府が講じるまん延防止対策に基づき、市においても適切なまん延防止対策を実施 ・時期（封じ込めを念頭に対応する時期、病原体の性状に応じて対応する時期等）や対象に応じた市民や事業者等への要請 ※国は、基本的対処方針を策定・変更した上で、発生状況や病床使用率等を踏まえて、まん延防止等重点措置もしくは緊急事態措置を実施する
--	---

大東市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版) 概要 ー 7項目の主な取組

[凡例] 準備期:平時 初動期:政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間 対応期:基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降

4 ワクチン＜新規項目＞

ワクチン接種により、市民の健康を守るとともに、患者数等の減少により医療提供体制を対応可能な範囲に収める。
関係機関は、迅速に接種を進めるための体制整備を連携して行う。

◆準備期 ・市による、医療関係者等と連携した接種体制構築に向けた準備（接種に携わる医療従事者等の体制や接種場所の検討等） ・国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報を活用し、医療機関等と連携した予防接種等に関する市民の理解促進（予防接種の意義や制度の仕組み等） ◆初動期 ・国や府の方針を踏まえた接種体制の構築、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等	◆対応期 ・準備期・初動期に整理・構築した接種体制に基づく住民接種等の実施と感染状況を踏まえた接種体制の拡充 ・府の方針を踏まえて、高齢者施設等への接種体制の確保（巡回接種等） ・国が科学的知見等に基づき示すワクチンの安全対策や市民への情報提供・共有 ・副反応に関する専門相談窓口や診療体制などの情報の提供 ・国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報を活用し、医療機関等と連携した予防接種やワクチン等に関する市民の理解促進、積極的なリスクコミュニケーションの実施（予防接種の意義や制度の仕組み、接種対象者や接種頻度、接種スケジュール、有効性及び安全性、副反応の内容や対処方法等）
--	---

5 保健＜新規項目＞

保健所の有事体制移行のなか、国、府の要請のもと地域の実情に応じた効果的な対策を実施する。

◆準備期 ・感染症危機対応時の人員体制の構築と研修等への参加 ・感染症危機対応時のICT活用等による業務の効率化等の推進 ・関係機関等との連携体制の確保	◆初動期 ・要請を受けて、市からの管轄保健所への応援、業務一元化や外部委託等の検討 ・人員の参集や受援、必要な資機材等の調達の準備 ◆対応期 ・要請を受けて管轄保健所への応援職員の派遣 ・業務の一元化や外部委託等による業務効率化の推進
---	---

大東市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版) 概要 ― 7項目の主な取組

[凡例] 準備期:平時 初動期:政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間 対応期:基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降

6 物資＜新規項目＞

感染症対策物資等の確保・流通のもとに医療や検査等が円滑に実施されることで、市民の生命及び健康を保護する。

◆準備期～初動期

- ・感染症対策物資等の備蓄
- ・高齢者施設や教育機関、医療機関等における感染症対策物資等の備蓄
- ・个人防护具が不足するおそれがある場合等において、市備蓄からの協定締結医療機関等への个人防护具の確認

◆対応期

- ・个人防护具が不足するおそれがある場合等において、市備蓄からの市内医療機関等への个人防护具の配布と、国や府への必要な対応の要請

7 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。社会全体で感染対策に取り組むことで、市民生活及び市民経済への影響を抑える。

◆準備期

- ・新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備
- ・市による、事業者に対する、オンライン会議等の活用やテレワーク、時差出勤等の柔軟な勤務形態等の導入準備の推奨
- ・府及び市による、市民や事業者に対する、衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄の推奨

◆初動期

- ・事業継続に向けた準備等の要請
- ・事業者に対する事業継続に向けた対策（従業員の健康管理の徹底やオンライン会議等の活用、テレワーク等の推進等）の準備要請
- ・物資等購入時における消費者としての適切な行動等、市民等への呼び掛け

◆対応期

- ・市民生活の安定確保に向けた対応
- ・物資等購入時における消費者としての適切な行動等、市民等への呼び掛け
- ・心身への影響に関する施策（高齢者フレイル予防等）や教育、学びの継続への支援等
- ・市民の社会経済活動の安定確保に向けた対応
- ・事業者への事業継続に関する要請（従業員の健康管理の徹底や職場等での感染防止対策の実施等）
- ・市による行動計画に基づいた必要な措置の開始
- ・市による、国の方針に基づく事業者への支援等